

子育て応援ニュース

□利用してください！

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で安心して子育てができる環境づくりのために、会員同士がお互いに助け合いながら、育児のサポートを行う会員組織です。

春は新生活がスタートします。「仕事を始めて、残業で保育園のお迎えに間に合わない」ということもあるかもしれません。一方で「空いている時間に何か役立つことをしたい」と考える地域の方もたくさんいるはずです。

現在、会員を募集しています。ぜひ、応募してください。

対象

□利用会員：生後6か月～小学校3年生のお子さんのいる保護者

□協力会員：18歳以上の心身ともに健康な方
内容 保育園・幼稚園・学童クラブなどの送迎、保護者が帰宅するまでの預かりなど

利用料金

□平日・土曜日 午前9時～午後5時：1時間700円、それ以外の時間：1時間850円

□日曜日・祝日 終日：1時間850円

申込み・問合せ 電話で、ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会）へ ☎ 554-0304

※そのほか、お子さんの一時的な預かり・相談については、子ども家庭支援センター（☎ 578-2882）へ問い合わせてください。

義援金を送金しました

皆さんからお預かりした、東日本大震災で被災された方への義援金は、2月15日(水)の時点で、27,063,734円となりました。

これまでに、被災地の県の窓口へ累計2,500万円を送金してきましたが、1月31日付で岩手・宮城・福島の3県の窓口へ各50万円を追加送金しました。

皆さんのご協力ありがとうございました。

市では、今後も義援金の受け付けを継続し、被災地の県などの窓口へ直接送金していきます。

義援金募金箱の設置場所

- 市役所（1階…案内・市民課、2階…子育て支援課）
- 市役所各連絡所
- 市の施設（ゆとろぎ、図書館、スポーツセンター）

義援金の振込み

口座番号

西多摩農業協同組合 本店
普通 0076220

口座名

羽村市東北関東大震災義援金

問合せ 企画課企画担当

済んでいますか？

子宮頸がん等3ワクチン接種

市では、平成23年度末まで

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を公費負担しています。未接種の方で希望する方は、早めに接種してください。

子宮頸がん予防ワクチン

助成対象 市内在住で、平成23年度に中学校1年生相当

（13歳）から高校1年生相当（16歳）の年齢になる女性（平成7年4月2日～11年4月1日生まれ）

自己負担額（1回当たり）

1590円

接種回数 3回

接種方法 市の指定医療機関へ予約し、「保険証・2回目以降の方は接種済証」を持参し、原則保護者同伴で接種してください。

ヒブワクチン

小児用肺炎球菌ワクチン

助成対象 市内在住で、生後2か月から5歳未満の方

自己負担額（1回当たり）

□ヒブワクチン：880円

□小児用肺炎球菌ワクチン：1120円

接種回数 月齢（年齢）により異なります。詳しくは、問い合わせてください。

接種方法 市の指定医療機関へ予約し、「母子健康手帳・乳幼児医療証」を持参してください。

平成24年度の国の動向

3ワクチン接種助成事業は、平成23年度末までに接種した方を対象にしていますが、国会で平成24年度末まで延長するために必要な補正予算が可決されました。

なお、子宮頸がん予防ワクチンは平成23年度に高校1年生相当（16歳）の年齢になる女性で、今年度中に1回または2回接種した方は、平成24年度も公費助成の対象となる予定です。

問合せ 保健センター

☎ 555-1111



教えて！消費生活センター

賃貸アパート退去後の敷金トラブル！



Q 教えて！

20年間住んでいた賃貸アパートを退去したところ、大家からクロスの張替え代や畳の表替え代、ハウスクリーニング代など、高額な費用を請求されました。入居時に敷金として払った14万円では足りず、追加で5万円を支払うよう言われました。

クロスに少々傷をつけてしまいました。特に汚したりはしていません。またきれいに掃除をして退去しており、クリーニング代の請求にも納得できません。

A 答えします！

賃貸アパートを退去する際、借り主には原状回復義務があります。この「原状回復義務」は、住宅を入居時の状態に戻すという意味ではありません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイド

ライン」では、経年劣化や通常使用により生じた損耗による修繕費用は、毎月の家賃に含まれているとされています。

借主の故意・過失など汚したり、壊したりしたなどの場合は元に戻す費用を負うこととなります。ただし、故意・過失などで室内に傷をつけた場合でも、建物の価値は年々減少していくので、「経年劣化・通常損耗」分を差し引いた分の負担をすればよいとされています。長く住めば負担割合も少なくなると考えられます。

通常の使用による損耗であれば、賃貸借契約で特約などの定めがない限り、修繕費用を支払う必要はありません。相談者の賃貸借契約書を確認したところ、クロスの張替えや畳の表替え、ハウスクリーニング代についての特約はありませんでした。

相談者に「原状回復をめぐ

るトラブルとガイドライン」を説明し、ガイドラインを基に大家と修繕費用の負担割合について話し合うように助言しました。また、話し合いが進まない場合には少額訴訟制度を利用する方法があることを情報提供しました。

アドバイス

※重要事項説明書や契約書をよく読んで、退去時に負担する修復範囲や敷金の返還条件を確認しましょう。

※入居前には仲介業者と一緒に室内を点検して、入居時の状態を日付入りの写真に残しておきましょう。

問合せ 消費生活センター

☎ 555-1111

消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず消費生活センターへ

シリーズ

税金を納めないとどうなるの？

皆さんに納めていただく市税などの税金は、市が提供するサービスの大切な財源。税金を納めないと…どうなる？市が滞納者に対し行っているさまざまな取組みを紹介します。

第5回

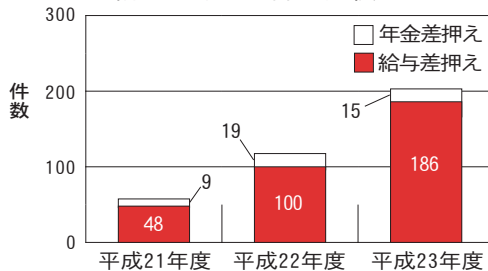
給与・年金差押えとは

差押えは、国税徴収法第47条の「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならぬ」という条文を基に執行している処分で、本人の同意を必要としない強制処分です。調査により給料・年金を得ていることを発見した場合は、国税徴収法第76条に定めがある差押え禁止額を除いた金額を滞納がなくなるまで差し押さえし、取り立てます。

問合せ 納税課納税担当

市では、滞納市税解消に向けて、財産発見のための搜索や不動産公売など、処分の強化を今後もより一層図っていきます。

■給与・年金差押え実績



※平成23年度は、平成24年1月末日現在

※差押え禁止額には、私債務（ローンなど）は含まれません。市では、給与・年金差押えを強化しており、給与・年金差押え実績が増加するなどの成果を上げています。